

介護保険施設等設置者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課

(公 印 省 略)

介護保険施設等における非常災害対策計画の策定及び避難訓練の実施状況調査について (依頼)

昨年は、県の非常災害に関する調査に御協力いただき、誠にありがとうございました。

標題については、昨年11月4日付け当課課長の事務連絡(「介護保険施設等の浸水想定区域等における設置状況及び当該区域内施設における非常災害対策の状況に関する概況調査について(依頼)」)でお伝えしておりましたが、本年1月31日付けで厚生労働省老健局総務課等から、調査の依頼がありました。

調査内容は、昨年の県調査と大きくは変わりありませんが、調査対象施設に、河川浸水想定区域等に該当しない施設も含まれています。

つきましては、別添点検票1に貴施設等の状況を御記入の上、2月20日(月)までにFAXにて御回答くださいますようお願いいたします。

なお、高松市所在の施設等及び市町が指定権限を有する地域密着型の施設等に関しては、別途市町が調査をすることとなっておりますので、御注意ください。

記

1、対象施設・サービス(県調査分 ※高松市所管の施設等を除く。)

- (1) 特別養護老人ホーム (地域密着型を除く。)
- (2) 介護老人保健施設
- (3) 介護療養型医療施設
- (4) 養護老人ホーム
- (5) 軽費老人ホーム
- (6) 有料老人ホーム
- (7) サービス付き高齢者向け住宅
- (8) 短期入所生活介護
- (9) 通所介護 (地域密着型を除く。また、通所介護事業所の設備を利用した夜間及び深夜の通所介護以外のサービス(宿泊サービス)を含む。)
- (10) 療養通所介護
- (11) 通所リハビリテーション(介護保険法第71条による居宅サービスに係る第41条第1項本文の指定を受けた事業所を含む。)

※上記サービスごとに点検票1を調製の上、御回答ください。

2、調査時点：平成28年12月31日現在

3、調査内容

(1) 非常災害対策計画の策定状況

- ①水害・土砂災害を含む地域の実情に応じた非常災害対策計画が策定されているか。
- ②①で策定されている非常災害対策計画に以下の項目がそれぞれ含まれているか（全ての項目を網羅している場合のみ、点検票1に○を記入すること）。
- ・介護保険施設等の立地条件　・災害に関する情報の入手方法
 - ・災害時の連絡先及び通信手段の確認　・避難を開始する時期、判断基準
 - ・避難場所　・避難経路　・避難方法　・災害時の人員体制、指揮系統
 - ・関係機関との連携体制

(2) 避難訓練の実施状況

- ①平成28年以内に水害・土砂災害の場合を含む地域の実情に応じた災害に係る避難訓練が実施されたか。
- ②①がされていない場合、平成28年度内に実施する予定はあるか（実施済み、H29年1月、H29年2月、H29年3月、予定なし（H29年4月以降）のいずれかで回答）。

※策定すべき非常災害対策計画の内容について

火災・地震に関する計画に加え、今般の事案において風水害による甚大な被害が生じたことを踏まえ、また、昨今の気象状況から台風や風害に関する被害はどの地域でも起こりうると思われることから、それぞれの施設の属する地域・地形などを考慮し、起こりうる災害に対して網羅的に対応できているかについて確認すること。なお、起こりうる災害の範囲について疑義が存在する場合には、消防及び防災部局と協議のうえ、決定すること。

(回答先)

香川県健康福祉部長寿社会対策課
施設サービスグループ　因藤、四ノ宮
在宅サービスグループ　小塚
電話：087-832-3266
087-832-3274
FAX：087-806-0206